（別紙）

**主任介護支援専門員更新研修の受講要件となる法定外研修としての認定について**

研修実施機関：（社福）長野県社会福祉協議会

本実習指導は、主任介護支援専門員更新研修の受講要件となる法定外研修１回分とみなすことができます。

（主任介護支援専門員更新研修　募集要項※抜粋）

法定外研修について

1.定義

法定外研修は、主任介護支援専門員更新研修受講にふさわしいものとし、次に掲げるものであって、次に定める事項を満たすものをいう。

(1)長野県、県内保険者、県内地域包括支援センター、一般社団法人長野県介護支援専門員協会、一般社団法人日本介護支援専門員協会、一般社団法人日本ケアマネジメント学会又は、長野県介護支援専門員研修指定研修実施機関が主催するもの

(2)上記以外の職能団体等が主催であって、かつ長野県介護支援専門員研修指定研修実施機関が認めるもの

**(3) 長野県介護支援専門員資質向上事業実施要綱第５条第２項イの規定による「実習Ⅱ」における実習指導者が行う実習指導**

上記（３）に該当するとして主任介護支援専門員更新研修に申し込む場合は、申込時に下記の書類の提出が必要です。

〇「実習指導者」欄に申込者本人の氏名が記載された「長野県介護支援専門員実務研修実習受入承諾書（様式第４号）」の写し

〇「実習指導者」欄に申込者本人の氏名が記載された「長野県介護支援専門員実務研修実習実施報告書（様式第５号）」の写し

※「実習指導者」欄の氏名の記載は連名でも構いません。

※対象となるのは、主任介護支援専門員更新研修申込の前年度の実習指導に限り、実習指導の回数に関わらず、当該年度の法定外研修を１回受講したものとみなします。